

下請負人通知書の取り扱いについて（お知らせ）

令和3年7月

下 関 市

下関市では、これまで工事請負契約書第7条に基づき下請負人通知書の提出を求めておりましたが、工事書類の簡素化の一環として、下請負の通知は「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」により確認するものとし、「下請負人通知書」を廃止します。